

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則
(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和 年御殿場市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(実質的に一体と認められる場所の条件)

第3条 条例第8条第2項の規則で定める実質的に一体と認められる場所の条件は、再生可能エネルギー発電事業（以下「事業」という。）を事業者等が複数の事業区域で行う場合において、当該土地が隣接し、又は近接しているときとする。

(抑制区域)

第4条 条例第9条第2項の規則で定める抑制区域の範囲は、別表に掲げる区域とする。

(事前協議)

第5条 条例第10条の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、再生可能エネルギー発電事業事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業区域の位置図
- (2) 現況写真
- (3) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (4) 事業区域全域の公図の写し
- (5) 計画案に係る事業区域内の配置図及び平面図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(説明会の実施)

第6条 条例第11条第1項の規定による説明会の内容については、次に掲げる事項を近隣関係者に対し説明するものとする。

- (1) 事業区域の範囲
- (2) 事業の内容
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る施工期間及び工事内容
- (4) 事業により自然環境及び生活環境に与える影響
- (5) 前号の影響から自然環境及び生活環境を保全するための措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業区域及び周辺地域における自然環境及び生活環境の実情に応じて、市長が必要と認める事項

(意見の申出)

第7条 条例第11条第3項の規定による意見の申出を行おうとする近隣関係者は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、事業者等に対し事業計画についての意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出するものとする。

(近隣関係者との協議)

第8条 前条の規定による意見書の提出を受けた事業者等は、当該意見書の提出があった日から起算して14日以内に、当該意見書を提出した近隣関係者に対し、見解を示した書類（以下「見解書」という。）を提出し、協議しなければならない。

2 事業者等は前項の規定による見解書を提出するときは、当該近隣関係者に対しその内容を説明し、十分に理解を得るよう努めなければならない。

(届出等)

第9条 条例第12条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書兼同意申出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに行うものとする。

(1) 確約書（様式第3号）

(2) 再生可能エネルギー発電事業計画書（様式第4号）

(3) 資金計画書（様式第5号）

(4) 説明会実施記録（様式第6号）

(5) 維持管理に関する計画書（様式第7号）

(6) 撤去及び処分に関する計画書（様式第8号）

(7) 意見書（第7条の規定による意見書の提出があった場合に限る。）

(8) 見解書（第7条の規定による意見書の提出があった場合に限る。）

(9) 事業者等の住民票の写し（法人にあっては、その登記事項証明書）

(10) 事業区域の位置図

(11) 現況写真

(12) 事業区域の土地の登記事項証明書（事前協議後に事業計画又は登記事項に変更があった場合に限る。）

(13) 事業区域全域の公図の写し

(14) 事業区域内の配置図

(15) 発電設備の平面図、断面図及び構造図

(16) 関係法令等による許可、認可等を受けている場合は、当該内容を証明する書類の写し（申請中の場合は、当該申請が受け付けられたことを証明する書類の写し）

(17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第12条第2項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届

出書兼同意申出書（様式第 9 号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

3 条例第 12 条第 2 項の規則に定める軽微な変更とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 事業の工事着手予定日を当該工事着手予定日とされた日後にする変更
- (2) 事業の廃止予定日を当該廃止予定日とされた日前にする変更
- (3) 事業区域の面積を減少する変更
- (4) 太陽電池モジュールの総面積を減少する変更
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の高さを低くする変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

（同意）

第 10 条 市長は、条例第 13 条に規定する同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電事業同意通知書（様式第 10 号）又は再生可能エネルギー発電事業不同意通知書（様式第 11 号）により通知するものとする。

2 条例第 13 条第 3 号の規則で定める累積的な環境影響が想定される規模は、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業について、新たに実施しようとする事業と既に届出、同意又は設置されている事業がそれぞれ別の事業者等である場合において、太陽電池モジュールの総面積が 12,000 平方メートル以上又は発電出力の合計が 1,000 キロワット以上のものをいう。

（同意の基準等）

第 11 条 条例第 14 条第 1 項の規則で定める基準は、次に掲げるものをいう。

- (1) 自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止のために、必要な措置が講じられていると認められるものであること。
- (2) 事業計画が、国が定める基準（事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成 29 年 3 月資源エネルギー庁）、太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和 2 年 3 月環境省）、事業計画策定ガイドライン（風力発電）（平成 29 年 3 月資源エネルギー庁）、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（平成 29 年 3 月資源エネルギー庁）及び電力品質確保に係る系統連携技術要件ガイドライン（平成 16 年 10 月資源エネルギー庁））を遵守したものであること。
- (3) 条例第 12 条第 1 項又は同条第 2 項の規定により届出をした者又は当該届出に係る工事施行者（以下「届出者等」という。）が、次のいずれの場合にも該当しないこと。

ア 事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合

イ 破産者で復権を得ない者である場合

ウ 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終え、又は執行を受けることがなくなった

日から5年を経過しない場合

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である場合

オ 届出者等が法人である場合において、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）が第3号イからエまでのいずれかに該当する場合

カ 暴力団員等がその事業活動を支配する場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 条例第14条第2項の規則で定める条件は、次に掲げるものをいう。

(1) 事業者等が実施しようとする事業が次の基準以上であるとき

ア 太陽光を再生可能エネルギー源とする事業 太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル又は発電出力が1,000キロワット

イ 風力を再生可能エネルギー源とする事業 再生可能エネルギー発電設備の高さが20メートル

(2) 事業者等が条例第11条第1項の規定による説明又は同条第4項の規定による協議を適切に行わないとき

（関係書類の閲覧）

第12条 事業者等は、条例第15条の規定により書類を閲覧させる場合には、あらかじめ閲覧させる場所及び時間を定めて行わなければならない。この場合において、近隣関係者から閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（着手等の届出）

第13条 条例第16条の規則で定める着手の届出は、再生可能エネルギー発電事業着手届出書（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第16条の規則で定める中止又は再開の届出は、再生可能エネルギー発電事業中止（再開）届出書（様式第13号）により行うものとする。

3 条例第16条の規則で定める廃止の届出は、再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（様式第14号）により行うものとする。

（完了の届出）

第14条 条例第17条第1項の規則で定める完了の届出は、再生可能エネルギー発電設備の設置（撤去）完了届出書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 発電設備の設置工事の状況が分かる写真
- (2) 発電設備の撤去前、撤去中及び撤去後の状況が分かる写真
(事業の承継)

第15条 条例第18条の規定による届出は、事業承継届出書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 地位を承継した事業者等の住民票の写し（法人にあっては、その登記事項証明書）
- (2) 地位を承継した事実を証する書類
(維持管理に関する報告)

第16条 条例第19条第1項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備等稼働状況報告書（様式第17号）により、各事業年度の翌年度の4月30日までにしなければならない。

- 2 条例第19条第2項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備等状況報告書（様式第18号）により行うものとする。
(身分証明書)

第17条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は、再生可能エネルギー発電設備立入調査員証（様式第19号）によるものとする。
(指導、助言及び勧告)

第18条 条例第22条第1項の規定による指導又は助言は、再生可能エネルギー発電事業指導助言通知書（様式第20号）によるものとする。

- 2 条例第22条第2項の規定による勧告は、再生可能エネルギー発電事業勧告書（様式第21号）によるものとする。
(公表)

第19条 条例第23条第1項の規定による公表は、御殿場市公告式条例（昭和30年御殿場市条例第3号）に定める掲示場における掲示その他適当と認める方法により行うものとする。

(意見を述べる機会)

第20条 条例第23条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書（様式第22号）により行うものとする。

- 2 事業者等は、条例第23条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられ、意見を述べるときは、公表に関する意見書（様式第23号）を市長に提出する方法により意見を述べるものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第 5 項の規定により条例の施行の日前において行われる条例第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 2 条第 1 項、第 1 3 条、第 1 6 条、第 1 7 条第 1 項及び第 2 2 条の規定による手続その他の行為は、この規則の規定の例により行うことができる。

別表（第４条関係）

抑制区域の名称	根拠法令等
国立公園特別地域・特別保護地区	自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２０条第１項及び第２１条第１項
鳥獣保護区・特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第１項及び第２９条第１項
廃棄物最終処分場（搬入が終了し、廃止手続きが完了した処分場は除く）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条第１項
要措置区域	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第６条第１項
地域森林計画により定めた森林区域・保安林	森林法（昭和２６年法律第２４９号）第５条第１項及び第２５条第１項
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第１項に規定する農業振興地域整備計画
第１種農地	農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４条第６項第１号ロ
国指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第２７条第１項及び第１０９条第１項
県指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	静岡県文化財保護条例（昭和３６年静岡県条例第２３号）第４条第１項及び第２９条第１項
市指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	御殿場市文化財の保護に関する条例（昭和３５年御殿場市条例第１２号）第５条第１項
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第９３条第１項
世界文化遺産の資産範囲・緩衝地帯・保全管理区域	世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル（令和３年４月富士山世界文化遺産協議会）
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層	都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号

住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	
景観整備重点地区	御殿場市総合景観条例（平成２５年御殿場市条例第４６号）第１２条
旧宅地造成工事規制区域	令和４年５月２７日法律第５５号改正告示前の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第３条に基づき静岡県知事が指定し、昭和４５年建設省告示第１３３０号により告示された区域
洪水浸水想定区域	水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１４条第１項及び第２項
砂防指定地	砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項

様式第 1 号（第 5 条関係）

再生可能エネルギー発電事業事前協議書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
法人番号
電話番号

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 1 0 条の規定により、次のとおり協議します。

1 事業計画の概要

事業の名称		
事業の種別		☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 移設 ☐ その他 ()
事業 区域	所在地	
	面積	m ²
	地目	☐ 宅地 ☐ 田 ☐ 畑 ☐ 山林 ☐ その他 ()
発電 設備	区分	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池
	想定発電出力	k W
	想定年間発電電力量	k W h
	系統用 出力	k W
	蓄電池 年間受電電力量	k W h
	再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法第 9 条の事業認定	☐ 対象外（非 F I T） ☐ 認定取得済（認定日： 年 月 日） ☐ 認定申請予定
	営農型発電設備の該当	☐ 該当する（作付作物： ） ☐ 該当しない
	運転開始予定日	年 月 日
設置 工事	完了予定日	年 月 日
	着手予定日	年 月 日 (工事の着手には、樹木の伐採、土地の形質の変更その他当該発電設備を設置するために必要な工事を含まれます。)
関係法令等に係る手続の要否、許可等の取得状況、取得手続のスケジュール、関係法令等を遵守するための実施体制		
土地権原取得状況		
災害時の活用可能性		

2 維持管理に関すること

維持管理実施事業者 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)		住所 氏名 電話番号
人員配置及び体制計画（実施体制図）		
保守 点検	実施範囲・内容・方法	
	実施スケジュール	
除草 ・ 剪定 ・ 清掃	実施範囲・内容・方法	
	実施スケジュール	
遠隔 監視 シス テム	システムの有無	有 ・ 無
	監視範囲・内容・方法	
災害等が発生した際に予定する措置		
保守点検及び維持管理時の安全対策		
保守点検・維持管理結果の記録方法		
そ の 他		

3 撤去及び処分に関する計画書

発電設備の解体、撤去、廃棄等		
	概 算 費 用	円
	時 期	
	方 法	
災害等が発生したときの措置及び発電設備の解体、撤去、廃棄等に充てる費用の積立		
	金 額	円
	時 期	
	方 法	
そ の 他		

4 添付書類

- (1) 事業区域の位置図
- (2) 現況写真
- (3) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (4) 事業区域全域の公図の写し
- (5) 計画案に係る事業区域内の配置図及び平面図

様式第 2 号（第 9 条関係）

再生可能エネルギー発電事業届出書兼同意申出書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

法人番号

電話番号

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業計画の概要

事業の名称		
事業の種別		☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 移設 ☐ その他（ ）
事業区域	所在地	
	面積	m ²
	地目	☐ 宅地 ☐ 田 ☐ 畑 ☐ 山林 ☐ その他（ ）
発電設備	区分	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池
	想定発電出力	k W
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 9 条の事業認定	☐ 対象外（非 F I T） ☐ 認定取得済（認定日： 年 月 日） ☐ 認定申請予定
設置工事	着手予定日	年 月 日 （工事の着手には、樹木の伐採、土地の形質の変更その他当該発電設備を設置するために必要な工事を含まれます。）
確認事項 （該当する ☐ にレ点を付してください。）		☐ 破産者（復権している者を除く。）ではありません。 ☐ 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終え、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者ではありません。 ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。 ☐ 届出者等が法人である場合において、その役員が上記に該当しません。 ☐ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業ではありません。

2 添付書類

- (1) 確約書（様式第 3 号）
- (2) 再生可能エネルギー発電事業計画書（様式第 4 号）
- (3) 資金計画書（様式第 5 号）
- (4) 説明会実施記録（様式第 6 号）
- (5) 維持管理に関する計画書（様式第 7 号）
- (6) 撤去及び処分に関する計画書（様式第 8 号）
- (7) 意見書（第 7 条の規定による意見書の提出があった場合に限る。）
- (8) 見解書（第 7 条の規定による意見書の提出があった場合に限る。）
- (9) 事業者等の住民票の写し（法人にあっては、その登記事項証明書）
- (10) 事業区域の位置図
- (11) 現況写真
- (12) 事業区域の土地の登記事項証明書（事前協議後に事業計画又は登記事項に変更があった場合に限る。）
- (13) 事業区域全域の公図の写し
- (14) 事業区域内の配置図
- (15) 発電設備の平面図、断面図及び構造図
- (16) 関係法令等による許可、認可等を受けている場合は、当該内容を証明する書類の写し（申請中の場合は、当該申請が受け付けられたことを証明する書類の写し）

確 約 書

御殿場市において再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、次の事項を遵守し、適切に管理していくことを確約します。

- 1 再生可能エネルギー発電事業を行うために必要となる各法令の規定を遵守し、基準等に基づいた設計の実施をすることを確約します。
- 2 近隣関係者との協調及び連携を図るとともに、地域の景観及び環境保全並びに防災安全面に対し十分配慮します。
- 3 事業区域の雑草等により隣地の土地に被害を与えないよう対処します。
- 4 再生可能エネルギー発電事業によって近隣関係者に被害が及ぶときは、誠意をもって解決します。
- 5 再生可能エネルギー発電事業を廃止するときは、事業者の負担と責任において、再生可能エネルギー発電設備の全てを撤去します。
- 6 再生可能エネルギー発電設備を第三者に転売し、又は譲渡したときは、当該確約を当方が相手側に責任を持って承継します。

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

法人番号
電話番号

様式第 4 号（第 9 条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画書

事業の名称			
事業の種別		☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 移設 ☐ その他（ ）	
事業 区域	所在地		
	面積	m ²	
用地の現状		（１）現況地目及び面積 宅地 m ² 原 野 m ² 田 m ² 雑種地 m ² 畑 m ² その他 m ² 山林 m ² （２）用地の取得状況 （３）用地の取得計画	
事業者		住 所 氏 名 （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 法人番号 電話番号	
発電設備	区分	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池	
	想定発電出力	k W	
	想定年間発電電力量	k W h	
	系統 用蓄 電池	出力	k W
		年間受電電力量	k W h
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 9 条の事業認定	☐ 対象外（非 F I T） ☐ 認定取得済（認定日： 年 月 日） ☐ 認定申請予定	
	営農型 発電	作付作物	
		営農者	住 所 氏 名
		上記の者の営農型の出荷実績	
	運転開始予定日	年 月 日	
運転終了予定日	年 月 日		
発電設備管理事業者		住 所 氏 名 （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 担当者所属・職氏名 電話番号 メールアドレス	

設置工事	設計事業者	住所 氏名 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号
	施工事業者	住所 氏名 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号
	着手予定日	年 月 日 (工事の着手には、樹木の伐採、土地の形質の変更その他当該設備を設置するために必要な工事を含まれます。)
	完了予定日	年 月 日
関係法令等に係る手続の要否、許可等の取得状況、取得手続のスケジュール、関係法令等を遵守するための実施体制		
災害時活用の可能性		
保険・共済の加入の内容		
その他		
緊急時の連絡先		住所 氏名 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号 メールアドレス

様式第 5 号（第 9 条関係）

資金計画書

（単位：千円）

科目		金額
支 出	用地費	
	工事費	
	（調査測量費）	
	（敷地工事費）	
	（道路工事費）	
	（排水施設工事費）	
	（建築工事費）	
	（防災施設工事費）	
	（諸経費）	
	附帯工事費	
	合 計	
収 入	自己資金	
	借入金	
	その他（権利金等）	
	補助負担金	
	合 計	
借入金の借入先		

- （注） 1 附帯工事費にあつては、工事の種別（緑化費等）を区別してそれぞれ記入すること。
- 2 収入について、調達方法を裏付ける書面（金融機関発行の預金残高証明書、融資証明書等）を添付すること。

説明会実施記録

年 月 日

御殿場市長 様

住 所
氏 名
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
法人番号
電話番号

1 説明会等の概要

事業の名称	
事業区域の所在地	
実施日及び実施場所	年 月 日 会場：
参加者	人
参加者等からの意見、要望	
参加者等からの意見、要望への回答	

2 添付書類

- (1) 説明会等に使用し、又は配布した資料の写し
- (2) 説明会等の会議録
- (3) 説明会等において地域住民等から申出のあった意見及び当該意見への対応を記録した書類

様式第 7 号（第 9 条関係）

維持管理に関する計画書

事業の名称		
事業 区域	所在地	
	面積	m ²
発電 設備	区分	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池
維持管理実施事業者		住所 氏名 （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 電話番号
人員配置及び体制計画 （実施体制図）		
保守 点検	実施範囲・内容・方法	
	実施スケジュール	
除草 ・ 剪定 ・ 清掃	実施範囲・内容・方法	
	実施スケジュール	
遠隔 監視 システム	システムの有無	有 ・ 無
	監視範囲・内容・方法	
災害等が発生した場合に予定する措置		
保守点検及び維持管理時の安全対策		
保守点検及び維持管理結果の記録方法		
その他		

様式第 8 号（第 9 条関係）

撤去及び処分に関する計画書

事業の名称		
事業	所在地	
区域	面積	m ²
発電設備	区分	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池
発電設備の解体、撤去、廃棄等		
	概算費用	円
	時期	
	方法	
災害等が発生したときの措置及び発電設備の解体、撤去、廃棄等に充てる費用の積立		
	金額	円
	時期	
	方法	
その他		

様式第 9 号（第 9 条関係）

再生可能エネルギー発電事業変更届出書兼同意申出書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

法人番号

電話番号

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 12 条
第 2 項及び第 13 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出の内容

事業の名称		
事業 区域	所在地	
	面積	m ²
	地目	☐ 宅地 ☐ 田 ☐ 畑 ☐ 山林 ☐ その他（ ）
発電 設備	区分	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池
確認事項 （該当する□にレ点を付してください。）		☐ 破産者（復権している者を除く。）ではありません。 ☐ 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終え、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者ではありません。 ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。 ☐ 届出者等が法人である場合において、その役員が上記に該当しません。 ☐ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業ではありません。

変更項目	変更前	変更後

2 添付書類

変更に係る書類

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

再生可能エネルギー発電事業同意通知書

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 1 3 条の規定により、次の再生可能エネルギー発電事業について同意します。

事業の名称				
事業の種別		☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 移設 ☐ その他（ ）		
事業 区域	所在地			
	面積		m ²	
発電 設備	区分		☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池	
	想定発電出力		k W	
	想定年間発電電力量		k W h	
	系統用 蓄電池	出力		k W
		年間受電電力量		k W h
	運転開始予定日		年 月 日	
	運転終了予定日		年 月 日	
同意の条件等				

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

再生可能エネルギー発電事業不同意通知書

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 1 3 条の規定により、次の再生可能エネルギー発電事業について同意することができません。

事業の名称				
事業の種別		☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 移設 ☐ その他（ ）		
事業 区域	所在地			
	面積		m ²	
発電 設備	区分		☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池	
	想定発電出力		k W	
	想定年間発電電力量		k W h	
	系統用 蓄電池	出力		k W
		年間受電電力量		k W h
	運転開始予定日		年 月 日	
	運転終了予定日		年 月 日	
同意することができない理由				

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

再生可能エネルギー発電事業着手届出書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

法人番号

電話番号

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 1 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

同意に係る文書番号等 （届出のみは記入不要）		年 月 日付 第 号
事業 区 域	所 在 地	
	面 積	m ²
発電 設備	区 分	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池
工 事 着 手 日		年 月 日
工 事 完 了 予 定 日		年 月 日
工 事 施 工 者 住 所		
工 事 施 工 者 名		
工 事 施 工 者 連 絡 先		
工 事 担 当 連 絡 先		

備考 50kW未満の発電設備について、着手届を省くことができる。

様式第 13 号（第 13 条関係）

再生可能エネルギー発電事業中止（再開）届出書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

法人番号

電話番号

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 16 条の規定により、次のとおり届け出ます。

同意に係る文書番号等 （届出のみは記入不要）		年 月 日付 第 号
事業 区域	所在地	
	面積	m ²
発電 設備	区分	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池
中止・再開年月日		年 月 日 中止・再開
中止予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
中止・再開の理由		
中止時の工事の進捗状況		
関係者等との調整状況		
事故等の防止措置の内容		
備考		

備考 中止又は再開のいずれかを○印で囲むこと。

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

再生可能エネルギー発電事業廃止届出書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

法人番号

電話番号

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 1 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

同意に係る文書番号等 (届出のみは記入不要)		年 月 日付 第 号
事業区	所在地	
	面積	m ²
発電設備	区分	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池
廃止予定日		年 月 日
廃止の理由		
工事施工者住所		
工事施工者名		
工事施工者連絡先		
工事担当連絡先		
廃止後の発電設備の解体、撤去、廃棄等の措置		

様式第 15 号（第 14 条関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置（撤去）完了届出書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

法人番号

電話番号

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 17 条
第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出の内容

同意に係る文書番号等 （届出のみは記入不要）		年 月 日付 第 号
事業 区域	所在地	
	面積	m ²
発電 設備	区分	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池
設置	完了日	年 月 日
	運転開始日	年 月 日
撤去	事業廃止日	年 月 日
	解体、撤去、 廃棄等完了日	年 月 日
	解体、撤去、 廃棄等の方法	
	撤去後の土地の状況	

2 添付書類

- （1）発電設備の設置工事の状況が分かる写真
- （2）発電設備の撤去前、撤去中及び撤去後の状況が分かる写真

事業承継届出書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

法人番号

電話番号

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 18 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出の内容

事業の名称				
事業 区域	所在地			
	面積	m ²		
発電 設備	区分	☐ 太陽光 ☐ 風力 ☐ バイオマス ☐ 系統用蓄電池		
	発電出力	kW		
	年間発電電力量	kWh		
	系統用 蓄電池	出力	kW	
		年間受電 電力量	kWh	
区分		新	旧	
住所 氏名 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 法人番号 担当者所属・職氏名 電話番号 メールアドレス				
継承の日		年 月 日		
継承の理由				

2 添付書類

- (1) 地位を承継した事業者等の住民票の写し（法人の場合にあつては、その登記事項証明書）
- (2) 地位を承継した事実を証する書類等

様式第 17 号（第 16 条関係）

再生可能エネルギー発電設備等稼働状況報告書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

法人番号

電話番号

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 19 条
第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 発電所概要

同意に係る文書番号等 （届出のみは記入不要）	年 月 日付 第 号
事業区域の所在地	
報告対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2 稼働状況（発電実績等）

月	発電量（kWh）	特記事項
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		
計		

3 処分費用の積立状況

（処分費用に対する積立率：	円 ％	年 3 月末日時点
---------------	--------	-----------

様式第 18 号（第 16 条関係）

再生可能エネルギー発電設備等状況報告書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

法人番号

電話番号

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 19 条
第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

状 況 確 認 年 月 日	年 月 日
確 認 者 氏 名	
発 電 設 備 の 状 況	
事 業 区 域 内 の 状 況	
異 常 時 に 対 す る 対 応 の 内 容	

備考 被災した状況及び講じた対策の内容が確認できる写真を添付すること。

様式第 19 号（第 17 条関係）

（表）

第	号
再生可能エネルギー発電設備立入調査員証	
所 属	
氏 名	
生年月日 年 月 日	
この証明書を携帯する者は、御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 21 条第 1 項の規定により、立入調査又は質問を行う職員であることを証明する。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
御殿場市長	印

裏

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第 21 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、事業者等に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは事業者、工事施工者、土地所有者その他の関係者（以下「事業関係者」という。）に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 2 0 号（第 1 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

再生可能エネルギー発電事業指導助言通知書

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 2 2 条
第 1 項の規定により、次のとおり指導・助言します。

事業区域の所在地	
事業者の住所及び氏名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務 所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
指導・助言の内容	

様式第 2 1 号（第 1 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市再生可能エネルギー発電事業勧告書

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 2 2 条
第 2 項の規定により、次のとおり勧告します。

事業区域の所在地	
事業者の住所及び氏名 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
措置期限	年 月 日
勧告事項	

第 号
年 月 日

様

御殿場市長

印

意見を述べる機会の付与通知書

年 月 日付け 第 号の勧告書をもって必要な措置を講じるよう勧告しましたが、当該勧告に関し対応・改善等が認められないことから、御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 23 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について公表することを予定しています。

よって、同条第 2 項の規定により、その理由及び意見を述べる機会の付与について通知します。

なお、提出期限までに意見書が提出されない場合、又は正当な理由がないと認められる場合は、公表することになります。

1 公表を予定する事項

事業区域の所在地	
事業者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
公表の原因となった事業の内容	
指導、助言又は勧告に至る経過	
公表の時期	
公表の方法	

2 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	

公表に関する意見書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

法人番号

電話番号

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第 2 3 条
第 2 項の規定により、次のとおり意見を述べます。

事業区域の所在地	
公表の原因となった事項等について の意見	
その他当該事案の内容について の意見	

備考 意見書を提出する場合には、証拠書類等を提出することができます。